本 部 各 部 課 長 殿 各 警 察 署 長 三交収第2035号の1 昭和36年1月10日

項	目:	] -	۴	J	0	7	0	2
保	存	期	間	長				期
廃	棄年	F 月	H					
担	7	Í	係	規	制	総	務	係

三重県警察本部長

工事又は作業を行なう場合の道路管理者と警察署長との協議について(例規通達)

道路交通法第80条第2項の規定に基づき、工事、又は作業を行なう場合の道路管理者と警察署長との協議に関する命令が制定施行され、これが運用については、昭和35年12月23日三交収第1853号の1をもって通達したとおりであるが、今般、中部管区警察局と建設省中部地方建設局との間において協議が行なわれ、愛知、岐阜、三重の三県においては下記の通り実施することになったので、これの処理、取扱い等について遺憾のないようにせられたい。

記

## 1 協議文書について

一級国道など建設省が道路管理者たる道路で工事又は作業を行なう場合に道路管理者から警察署長に送付する文書は別紙の通りとし、これを2通送付する。

## 2 回答文書について

道路管理者から協議文書 2 通の送付を受けた警察署長は道路における危険を防止し、交通の 安全と円滑を図るために適切な措置がされているかどうかを検討し、適切であれば送付を受け た 2 通の内 1 通の末尾余白に

協議応諾す

昭和 年 月 日

警察署長

と記入押印の上返送し回答する。

協議文書中、道路交通に対する措置その他で補足修正すべき事項があれば、道路管理者と再協議をし、協議文書を修正するか、符箋或は余白など適宜に修正補足してから回答する。

3 協議文書の送付期日について

道路管理者の警察署長に対する協議文書は交通の禁止又は制限を伴う場合に備え、工事着手 10日前に送付する。

番 号

## 警察署長殿

工事事務所長

## 道路工事又は作業に関する協議について

道路交通法第80条の規定により下記のとおり道路工事(又は作業)を行いたいので協議する。

記

- 1 路線名 一級国道○号線(県、郡、市町村地内)
- 2 工事の時期
- 3 工事方法の概要
- 4 工事等を行う場合の道路交通に対する措置
- 5 連絡先及び責任者氏名
- 6 図面(位置図又は平面図)別紙のとおり

以 上